

第 2 1 回 亶理町 農業委員会 総会 会議録

1. 会議の日時 令和元年 9 月 2 6 日 (木) 午後 1 時 3 0 分から 午後 2 時 3 1 分

2. 会議の場所 亶理町中央公民館視聴覚室

3. 出席者

(1) 農業委員 (1 2 名)

1 番	森	昌	敏	2 番	三戸部	孝	二	3 番	安	住	郁	子		
5 番	長	田	邦	雄	6 番	伊	藤	富	敏	8 番	加	藤	正	純
9 番	安	住	政	男	1 0 番	佐	藤	利	洋	1 1 番	鈴	木	周	吾
1 2 番	齋	藤	憲	一	1 3 番	神	田	昇	1 5 番	佐	伯	健		

(2) 農地利用最適化推進委員 (1 3 名)

1 7 番	菊	地	英	一	1 8 番	齋	広	行	1 9 番	齋	藤	幸	一	
2 0 番	渡	邊	善	徳	2 1 番	大	槻	久美子	2 2 番	齋	藤	勝	市	
2 3 番	菊	池	淑	郎	2 5 番	南	條	栄	一	2 6 番	千	葉	義	昭
2 7 番	小	野	忠	良	2 8 番	鈴	木	誠	司	2 9 番	三戸部	誠	一	
3 0 番	片	平	洋	之										

4. 欠席者

(1) 農業委員 (2 名)

4 番 小野 稔、1 4 番 武澤 文男

(2) 農地利用最適化推進委員 (2 名)

1 6 番 古 眞 眞、2 4 番 森 敏 夫

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について

日程第 3 第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について

日程第 4 第 3 号議案 農地転用事業計画変更承認申請書審議について

日程第 5 第 4 号議案 令和元年度第 5 号亶理町農地土地利用集積計画 (案) について

日程第 6 第 5 号議案 農業委員の欠員の補充について

6. 事務局

事務局長 山田勝徳、参事兼総務班長 森 秀之、主事 高橋大輔

定刻となり、会長あいさつ後、事務局長より農業委員の辞任に係る経過報告及び出席委員数による総会成立の報告に続き、会議規則第6条の規定により会長が議長となり、第21回互理町農業委員会総会の開会を宣した。

議長 まず、事務局より経過報告をお願いします。

事務局長 (配布資料を読み上げ報告)

議長 ありがとうございます。なお、次回の総会までの日程については、10月21日に互理と逢隈で地区委員会、10月23日に荒浜と吉田で地区委員会をそれぞれ予定しており、総会は10月28日の予定でございます。

なお、4番、小野稔委員、14番、武澤文男職務代理者、16番、古山眞推進委員、及び24番、森敏夫推進委員より欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

それでは、審議に入ります。日程第1、議事録署名委員の指名ですが、互理町農業委員会総会会議規則第20条の規定により、議事録署名委員は議長が指名することになっておりますので、2番、三戸部孝二委員、3番、安住郁子委員を指名いたします。

日程第2。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。各地区委員長さんより説明を頂き、審議して参りますのでよろしくをお願いします。それでは、荒浜地区委員長さんをお願いします。

8番 (順位1番について議案朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。続いて逢隈地区委員長さん説明をお願いします。

6番 (順位2番から順位3番について議案朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第1号議案の説明が終わりましたがご質問、ご意見がありましたら承ります。なお、ご発言の際は挙手のうえ、議席番号を申し上げて頂くようお願いします。

(発言なし)

- 議 長 ご質問ご意見はありませんか。
(発言なし)
- 議 長 なければ、採決いたします。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請書審議については許可する事にご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請書審議については、許可することに決定します。
日程第3、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題とします。各地区委員長さんより説明頂き、審議してまいりますので、よろしくお願いいたします。それでは、始めに亙理地区委員長さんお願いします。
- 10番 (順位1番について議案朗読及び補足説明)
- 議 長 ありがとうございます。続いて逢隈地区委員長さんお願いします。
- 6番 (順位2番から順位3番について議案朗読及び補足説明)
- 議 長 ありがとうございます。第2号議案の説明が終わりましたがご質問、ご意見がありましたら承ります。
(発言なし)
- 議 長 ご質問、ご意見はありませんか。
(発言なし)
- 議 長 なければ採決いたします。第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請書審議については許可相当とする事にご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請書審議については、許可相当とすることに決定します。
日程第4、第3号議案、農地転用事業計画変更承認申請書審議についてを議題とします。地区委員長さんより説明頂き、審議してまいりますので、よろしくお願いいたします。それでは、逢隈地区委員長さんお願いします。
- 6番 (順位1番について議案朗読及び補足説明)
- 議 長 ありがとうございます。第3号議案の説明が終わりましたがご質問、ご意見がありましたら承ります。
(発言なし)
- 議 長 ご質問、ご意見はありませんか。

(発言なし)

議長 なければ採決いたします。第3号議案、農地転用事業計画変更承認申請書審議については許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 第3号議案、農地転用事業計画変更承認申請書審議については、許可相当とすることに決定します。

日程第5、第4号議案、令和元年度第5号亘理町農用地利用集積計画案についてを議題とします。事務局より説明願います。

森参事 (議案書の朗読及び補足説明)

議長 第4号議案について説明が終わりましたが、ご質問はございませんか。

5番 所有権移転の金額は。

森参事 手元に資料がございません。

議長 暫時休憩とします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より5番さんの質問にお答えします。

高橋主事 (所有権移転のあった事件番号毎の売買価格について補足説明)

議長 よろしいですか。

5番 はい。

議長 その他ご質問ありませんか。

(発言なし)

議長 質問等なければ採決に移ります。第4号議案、令和元年度第5号亘理町農用地利用集積計画案については、原案のとおり承認する事に異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議がないようですので、第4号議案、令和元年度第5号亘理町農用地利用集積計画案については、原案どおり承認する事に決定いたします。日程第6、第5号議案、亘理町農業委員の欠員の補充についてを議題とします。それでは事務局より説明願います。

事務局長 第5号議案について、担当の森参事より説明いたします。

森参事 第5号議案、亘理町農業委員会委員の欠員の補充については、亘理町農業委員会委員の辞職に伴い、定数に対し欠員が生じているため、町長に対し補充を求めることの可否について、当委員会の意見を決定す

るため、本会議の審議に附すものでございます。条例、規則上は町長が委員補充を行うよう努力義務を定めており、農業委員会として意見を具申する規定は特にありませんが、農業委員会としての意見を明確にするため、今回議案として審議に附すものです。以上です。

事務局長 補足いたします。農業委員に関する法律に基づいて委員の任命等が行われる訳ですが、その中で委員の任命に関する条項では、市町村長が議会の同意を得て任命するとあります。そのためにまず委員の補充の意志を決定しなければなりません。その補助として農業委員会としての意向を町長に示すことを目的としています。また、先ほどの説明でもありましたが、農業委員の選任に関する規則の補充に係る条項では、町長は欠員が出たときはその補充に努めなければならないとされており、また、農業委員の欠員が定数の3分の1を超えたときは速やかに補充しなければならないとされており、つまり、5人を超えるまでは補充をしなくてもよいと解釈できますが、その上位の条例に町の農業委員会の委員の定数に関する条例があり、その定数が15人と定められておりますので、先ほど説明した努力規定についてはよほどの事情がない限りその補充に努めることと解釈されます。以上です。

議長 第5号議案について説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

(発言なし)

議長 では、私から。改正農業委員会法が施行されてから2回目の改選となっている農業委員会もあると思うが、辞職あった場合にその後どうなっているか、他の農業委員会での事例あれば教えていただきたい。

事務局長 仙台と松島でそれぞれ新制度になってから委員さんの辞任ありましたが、いずれも補充しております。

26番 欠員補充は今回が初めてだが、以前は病死で欠員が出ても補充はなかった。辞任と病死では違うのか。

事務局長 前回までは委員に係る制度等に則り処理されていたものと解釈できるが、新制度になり、委員の定数条例や選任に関する規定も新しくなったので、それら規定に則り補充するものと事務局としては考えています。また、以前は選挙で選出されていたということもあります。

高橋主事 平成29年に農業委員会法が変わり今のような規則になっているが、

以前は公職選挙法により選出されており、欠員が生じても選挙により補足することが困難な事由があったものと思われます。

議長 仙台と松島では辞任された委員さんがいたそうですが、その後は速やかに補充されているようです。

30番 15名しか委員がいないので、1名の欠員が出たということは大変なことなので、速やかに補充したほうが良い。

議長 他にありますか。

26番 逢隈地区の意見はどうなっているかお聞きしたい。

6番 欠員は町全体から募集するものとなっているのではないかと。逢隈地区から欠員あったから逢隈地区から補充というものではないのでは。募集は広報等により行われるものと考えている。他の地区から補充されて逢隈地区の委員が少なくなり負担が増えるから、他地区からの応募はやめてくれということになってしまう。

議長 最適化推進委員は地区割で選んでいるが、農業委員は町全体から選出するものとなっています。

26番 逢隈地区から欠員があったので逢隈地区から出してくれとは言っていないですよ。担当地区としての意見を聞きたいだけ。

事務局長 逢隈地区委員長の意見については、おっしゃるとおり町全体からの募集となるので、地区を限定して募集することはできません。募集の方法としては、町の広報誌とホームページ、その他各農業団体への通知を予定しています。その他、農政推進員への通知も検討したいと考えています。

議長 その他にございませんか。

6番 広報とホームページに載せるのはいつごろになりますか。

事務局長 補充することが決定した場合のスケジュールは、10月中は広報や通知の準備、広報は11月号を予定、募集期間はそれに合わせ11月中を予定し12月に選考。その結果を以って3月議会で同意を頂くという行程を考えています。

森参事 12月議会は通常12月初めから始まりますが、選考審査は募集期間終了後1・2週間掛るので、議案提出の期限を考えると12月議会には間に合わないのでは、次の3月の議会に諮りその後任命となりますので、任期は10カ月程度となります。

議長 ご質問等はありませんか。

- 2 2 番 周知方法は広報とホームページしかないのでは。
- 森参事 本日決めていただきたいのは、欠員補充をするかしないかです。
- 5 番 残任期間は短くなるかもしれないが、補充した方がよいと思います。
- 議長 ほかにご質問等が無ければ採決に移ります。第5号議案、農業委員の欠員の補充については、町長へ補充を求める事に異議ありませんか。
- (異議なしの声)
- 議長 異議がないようなので、第5号議案、農業委員の欠員の補充については、町長へ補充を求めることに決定いたします。
- 以上で議案審議は終了します。
- その他に入ります。委員及び推進委員の皆様から何かございませんか。
- (発言なし)
- 議長 なければ、事務局よりお願いします。
- 事務局長 事務局より報告事項2件と事務連絡が1件ございます。報告事項の農業経営改善認定農家及び青年等就農計画認定農家については、関連しますので一括して説明いたします。
- 森参事 (配布資料により説明)
- 事務局長 (事務連絡)

以下、会長が閉会を宣言し、10番、佐藤利洋委員が閉会の挨拶をして終了する。

閉会午後2時31分